

法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

1. 自然公園法の改正

(1) 利用調整地区に係る主な改正内容

- 海域公園地区内でも利用調整地区の指定が可能になる。
- 代表者に対する認定[※]が可能になる。

※現在は個人に対しての認定であるが、グループで立ち入る場合、代表者が認定を受け、その他の者は代表者の監督の下で立ち入るという考え方。

(2) 改正自然公園法の施行（平成 22 年 4 月 1 日予定）に伴う立入認定事務等の変更

- おおよその目安として平成 22 年 3 月頃に詳細な規定が確定し、国民への周知を経た上で、来年度に改正法が施行される。
- 代表者認定の開始により、従来の規定の変更や新たな規定が追加される。西大台利用調整地区での運用方針（案）は以下のとおり。

変更の内容		西大台利用調整地区における 運用方針（案）
(1)	【立入りの認定の申請】 ・代表者認定の申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に申請者の監督の下に立ち入る者（同行者）の合計人数を追加。	①現行の申請書で対応可能。ただし、裏面の申請者欄は削除。 ②事前レクチャー受講時に同行者名簿を提出させる。
(2)	【立入認定証の記載事項】： ・同行者の立入認定証についても、代表者の氏名を記載する。	現行の認定証様式で対応可能。 ※裏面の名前の欄は同行者の氏名を書くことを想定（任意）。
(3)	【立入認定証の再交付】： ・代表者認定における再交付申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に「再交付を必要とする枚数」を追加。	再交付申請書に「枚数」欄を設ける。
(4)	【他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者（代表者）の要件】： ・環境大臣が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。	現在本省と調整中。
(5)	【利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等】： ①個人：上限 1,800 円（現行 1,000 円） ②代表者：代表者は上限 2,000 円（新規） 同行者は上限 1,000 円（新規） ③再交付：上限 1,000 円（現行 600 円）	代表者に対する認定の場合も含め、現行どおり 1 人 1000 円（再交付の場合は 600 円）とする。

2. 立入認定事務の改善等

(1) 立入認定事務の実施体制

平成 20 年度を以て、指定認定機関であった吉野きたやま森林組合が立入認定事務を廃止したことにより、平成 21 年 4 月 1 日から環境省が直接事務を実施。

平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、西大台利用調整地区における新たな指定認定機関として、上北山村商工会を指定。上北山村商工会による立入認定事務（窓口業務）は平成 22 年 1 月 21 日（木）から開始。

(2) 平成 22 年度に向けての改善等

①申請から認定までの期間短縮

【これまで】

立入希望日の 10 日前までに申請書の提出が求められるため、天候の予測もつかない状態での申請となる。また、テレビや新聞で「紅葉の見頃」という報道を見て行きたいと思っても、間に合わない場合が多い。

【改善へ向けた対応状況】

申請書郵送による申請の場合、窓口への提出期限を「10 日前必着」から「5 日前必着」に短縮。窓口への直接申請の場合、平日であれば、可能な限り前日まで受け付ける。

また、インターネット上で事前予約が可能となる事前予約受付システムを現在構築中（来年度早期の運用開始を目指す）。本システムの導入により、平日、休日を問わず 24 時間予約状況の確認や予約受付が可能になるとともに、申請者が入力した予約情報が直接データベースに登録されるため、管理者側の負担も軽減。

②立入認定申請者名簿への押印

【これまで】

団体で立入りを申請する場合、1 枚の申請書で 10 人分の申請が可能であるが、申請者全員の氏名、住所、電話番号、押印が必要。特に押印については、遠方に住んでいる人と一緒に立入りの申請をする場合には困難。

【改善へ向けた対応状況】

改正法の施行により、代表者認定制度が開始。代表者認定の場合、申請時の押印が必要なのは代表者のみとなり、同行者の押印は不要となる。

③立入認定日の変更

【これまで】

天候等によってはアクセス道が通行止めになるなど、物理的に立ち入れない状況が発生するが、このような場合も手数料は返還されない。

【改善へ向けた対応状況】

大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、立入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合、同一年度内において一回に限り、認定された立入日の変更が可能。